

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月24日  
照会部署名 南関東B本部相談・給付支援部  
サービス推進・お客様相談G  
照会担当者 (一般職) 日和佐 友希  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 檻本

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—005	本部受付番号 No. 2010—619
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

交通費が毎月変動する者の随時改定について

(内容)

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

厚生年金保険健康保険適用業務処理マニュアルIV-1-1 (被保険者報酬月額変更届)

交通費が毎月変動する者の取扱いについて、交通費を固定的賃金とみなし、交通費のみの変動で随時改定の契機とするが、交通費の変動について、いつ時点と比較し固定的賃金の上昇または下降と取扱うのか。

【交通費】 4月 10, 000円  
5月 15, 000円  
6月 8, 000円  
7月 8, 000円  
8月 9, 000円  
9月 9, 000円

平均: 11, 000円

対象の者においては、7～9月の隨時改定に該当しておらず、4・5・6月の報酬により定時決定している。8月を起算として11月の随时改定に該当するとした場合、いつ時点の交通費と比較して、固定的賃金の上昇または下降と取扱うのか。

<対応案>

- ① 前月（8,000円）と比較して上昇と取扱う。
- ② 直近の標準報酬月額の基礎となった報酬月額における平均（11,000円）と比較して下降と取扱う。

当グループ内において2つの見解に分かれており、①②のいずれに該当するか、もしくは別の取扱いになるかご教示願います。

(ブロック本部回答)

※疑義照会内容については厚生年金適用支援グループ確認済です。

回答日 平成22年5月25日

回答部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

随时改定は、厚生年金保険法第23条、健康保険法第43条に定められており、その取扱いについては、昭和44年6月13日保発第25号・庁保発11号により取り扱っているところである。

その中で「昇給又は降給によって健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項の規定により算定した額による等級と現在の等級との間に二等級以上の差を生じた場合」と示されている。

また、「昇給又は降給とは、固定的賃金の増加又は減額をいい」、「その算定月額の算定にあたっては、原則としていずれも当該昇給月又は降級月以後継続した三ヶ月間に受けた報酬をその計算の基礎とする」と示されている。

昇給月や降給月とは、一般的に前月と比較していわれるものである。

ご照会の事例においては、交通費に前月と比較して変化があった月は、その月以後三ヶ月間、非固定的賃金を含めて計算した報酬月額が、2等級以上の差を生じれば随時改定を行うこととなる。

8月を起算として11月改定を行うとすれば、前月と比較して固定的賃金の増加として取り扱い、その報酬月額と現在の報酬月額を比べ、2等級以上の差が生じた場合には、随時改定に該当することとなる。

ただし、非固定的賃金を含めて2等級以上低くなつた場合は、随時改定には該当しないので注意すること。

回答日 平成22年10月18日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (一般) 上仁武  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上